

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。地域保健担当部長、地域保健課長、健康推進課長、保健サービス課長が公務のため午後から欠席となります。

本日の日程をご覧ください。報告事項は子ども部が6件、保健福祉部が5件です。先ほど報告いたしましたとおり、午後から公務があるとのことですので、口頭報告を含めまして保健所からの報告を先に受けたいと思います。また、本日は執行機関からの報告事項が大変多いこともありまして、陳情審査につきましては次回以降とさせていただきたいと思っております。

以上2点につきまして、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは日程1、報告事項に入らせていただきます。冒頭申し上げましたとおり、まずは保健福祉部の（5）番、新型コロナワクチン定期接種について、理事者からの説明を求めたいと思います。

○後藤健康推進課長 それでは、保健福祉部資料5に基づきまして、新型コロナワクチン定期接種についてご説明いたします。なお、本件は第3回定例会にて補正予算を上程させていただき予定でございます。

1、概要でございます。新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種は令和5年度末で終了し、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種は、個人の重症化予防を目的として、高齢者等に対する定期接種として実施いたします。対象となる方は65歳以上の方と一定の基礎疾患を有する60から64歳までの方で、高齢者インフルエンザの対象と同様でございます。接種期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日、回数は1回です。接種場所は区内協力医療機関96箇所、また23区内は相互乗り入れ可能でございます。接種単価は1万5,391円です。3月11日の常任委員会にて報告した時点では、標準的な接種費用として国が7,000円と示しておりましたが、その後、1万5,300円程度と変更され、7月に東京都、都医師会、23区の3者にて協議した結果、1万5,391円と決まっております。

2番、被接種者、区民の方の自己負担額は無料でございます。

3番、接種状況でございます。令和5年春開始接種につきましては、対象が高齢者の方、基礎疾患のある方、医療従事者等で、接種率が51.2%でございます。秋開始接種につきましては、65歳以上の方、47.2%の接種率となっております。

4、事業予定経費は2億3,070万円でございます。当初予算額は8,885万円余であり、不足分について第3回定例会にて補正予算を上程させていただきます。

5番、実施スケジュールです。9月20日に、区ホームページ・SNS・広報掲示板及び広報千代田にて周知をいたします。9月24日頃、対象者に予診票を送付、接種期間が10月1日から3月31日まででございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第3回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑などがあ

りましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（５）新型コロナワクチン定期接種について、質疑を終了いたします。

保健福祉部のほうで、引き続き口頭報告等ございましたら、先に受けたいと思います。

○大谷地域保健課長 千代田区8020・9020表彰式について、口頭でご説明いたします。

8020・9020表彰式は例年実施しておりまして、歯や口の中の状態が良好で、80歳以上90歳未満で20本以上歯を保っている方、90歳以上で20本以上の歯を保っている方を対象に表彰するものでございます。

今年度の表彰式は9月28日土曜日13時30分から、いきいきプラザ一番町のカスケードホールにて開催いたします。併せて15時からは歯科医師会主催の区民公開講座も開催予定でございます。

既に、区議会議員の皆様にお知らせを8月26日にポスティングさせていただいております。会場の座席確保の都合上、ご出席いただける場合には事前にお知らせに記載の連絡先までご連絡いただくよう、よろしくをお願いいたします。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。この件に関しまして質問等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程に戻らせていただきます。

子ども部からの報告を受けたいと思います。子ども部（１）夏休み期間中の小学校体育館開放事業について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、夏休み期間中の小学校体育館開放事業について説明をさせていただきます。

こちらにつきましてですが、まず目的のところでございます。1番、7月末から暑さ指数数が31を超えまして、熱中症アラート警報がほぼ毎日発令されている状況で、子どもたちがなかなか外で遊ぶ機会ができないといったところを懸念しておりまして、今回、急遽夏休み期間中に区立の小学校の体育館を利用しまして、冷房が効いた快適な環境で体を動かすことができる場を提供したいということで、今回、試行でございますが、それを目的に開始をさせていただいたものでございます。

2番、実施の日時ですが、8月8日から先週末8月30日金曜日の平日、なおかつ時間につきましては、午前中のまだ涼しいと思われる午前9時から10時半ということで、実施のほうをさせていただいたところでございます。

それから、3番の実施場所でございますが、今回、4校ということで、九段小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校の4校でやらせていただきました。それ以外の小学校につきましては、夏休みに学校で工事を行っているところであったり、ちょっと体育館がなかなか空気が難しいといったところもありまして、学童さんであったり、こども園であったり、そういったところについてはちょっと見送らせていただいたというところでございます。

それで、下のほう、4番でございますが、対象は区内在住の小学1年生から6年生ということで、8月8日から16日までは保護者同伴が利用条件でございましたが、実績等を鑑みまして19日以降は利用条件を緩和しまして、小学1年生から3年生までは保護者同伴ということでそこは変わらないんですが、4年生から6年生につきましては児童のみでの利用を可能とさせていただきました。

それで、実績のほうでございます。別紙のほうで利用者数を記載してございます。お盆に入るまではやはりなかなかちょっと利用者数が伸び悩んだというところなんですけど、最終の週、26日から30日の週については、まあまあ事業の周知も図られてきたのか、利用者数が増大してきました、最終的には一番右側の計のところでございますが、お子さんは延べで109名、一緒に同伴された保護者の方が38名ということで、一定の効果はあったのかなとも思いつつ、もう少し早く動くべきだったかなといったところはちょっと反省として思っているところでございます。

今後こうした取組を続けまして、子どもたちがこの暑い中でも体を動かすといったところにつきまして、いろいろ検討のほうを図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 今回、試行ということなんですけれども、これは午前中のみということなんですけれども、今後やはり暑さ対策となると、涼しい午前よりも暑い午後のほうが必要だと思うんですけれども、午後にも広げていくという考えはあるんですか。

○加藤子ども総務課長 そちらも検討すべき項目だとは思っておりますが、本来暑さ指数が、こういった状況が続くと、本来であれば外に出ないようにというのが趣旨で熱中症警戒アラートを出しておりますので、そこをちょっといろいろ、そうしたところの危険性も勘案しながらちょっと検討のほうは進めていきたいと思っております。

○西岡委員長 あと、あれですよ。兼ね合いで、学童とかアフターで使っているスペースがあるので、その兼ね合いも調整しながらというのを付け加えたほうがいいんじゃないですか。

○加藤子ども総務課長 今、委員長ご指摘のとおりでございます。学校の中で学童クラブであったりこども園のお子さんたち、そういったところの、やはり暑いので、やはり涼しい室内で遊ばず、園庭であったり校庭でなかなか遊ばすことができないといったところも勘案して、そういったところを避けながら今回の事業をやらせていただいたと。その時間帯がこの4校ですと9時から10時半といったところで、今回やらせていただいたというところがございますので、そういった事情もいろいろ勘案しまして検討のほうを進めていきたいと思っております。

○西岡委員長 すみません。牛尾委員。

○牛尾委員 あと、いま一つ、体育館を使っていいですよといった場合も、例えば遊び場事業などでは、ボール遊びとか、そうした遊びもできると。体育館の場合は体育館だけ使っていていいですよというだけでは、走り回るぐらいしかできなくて、その場合、例えばボールを使っていいよとか、こういった遊具を使っていいですよとか、そうした対応というのはあったんですか。

○加藤子ども総務課長 基本的にはボール等はお持ちいただくということで、それで今回

遊んでいただいたといったところでございます。今回遊んでいただいたお子さんたちは、多くはバスケットボール、それからバドミントン、それとあと縄跳びといったところをご自分たちでお持ちになって遊んでいただいていたというところでございます。

ちょっとそちらについても、子どもの遊び場事業が夏はやっぱり熱中症アラートが出てしまうと中止になっているといったところも踏まえて、どういう形で子ども部として取り組んでいくのかといったところについては、検討させていただければと思っております。

○西岡委員長 はい。

はまもり委員。

○はまもり委員 急なことだったと思うんですけども、ご対応いただいて、子どもたちにとってはすごくよかったんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

確認なんですけど、保護者同伴の基準とかというのは、いろんな事業についてあるのか。また、今回急に変わった、緩和した理由というのは、保護者の声とかがあったのか。その辺を教えてください。

○加藤子ども総務課長 そうですね。お子さんにつきましては、ちょっと当初は学校内に入っただいて、ちょっと体育館まで子どもたちが分かっているんであれば特に大きく問題はないと思っていたんですが、あくまでも区内在住のお子さんということで、私立のお子さんもしらっしゃるだろうと、国立の子もしらっしゃるだろうといったところも想定して、ちょっと保護者同伴という形であったり、ボール遊び等で万が一事故などがあったときに、責任がちょっとなかなか取れないといったところも勘案して、保護者同伴とさせていただいたんですが、途中8月19日からちょっと扱いを変えたといったところについては、区内のプールにつきまして、区立小学校に在籍しているお子さんについては無料で使えるといったところもありまして、そのときの利用条件が小学校1年生から3年生については保護者同伴とさせていただいていたというところを捉まえて、それと対応を同じくさせていただいたというところでございます。

○はまもり委員 今の答弁だと、区外の子のことを考えて、もともとは小学校4年生から6年生も保護者対応にしていたけれども、変えた理由は、区内の子どものプールの利用条件が。あ、そのちょっとずれが分からなかったのもう少し教えてください。

○加藤子ども総務課長 区内在住なので、区立に通っている子もいれば、私立に通っている子、国立に通っている子もいらしゃると。あくまでも区立に通っている子は、基本的に自分たちの学校に行くであろうといったところもあって、そこについてはそんなに心配はしていなかったんですが、私立の子であったり国立の子はなじみがないといったところも含めて、保護者同伴、あとけがをしたときのリスクといったところも踏まえて、そうした対応をさせていただいたというところでございます。

○はまもり委員 理解が、分かっていたんですけど、プールのほうのところのちょっと確認なんですけど、プールのほうは4年生から6年生は子どもたちのみというのは、それは区内の学校に通っている子で合っていますか。その、私立とか国立の子も。すみません。

○川崎子ども施設課長 私立とか国立に関係なく、小学生というカテゴリーで、そういうルールにしております。特にプールの水深が深かったり浅かったりするところもありますので、そうしております。

○はまもり委員 すみません。分かりました。プールのほうも、国立、私立の子に関しては4年生から6年生は保護者がいなくて使えるようになっていたので、そちらに合わせてということで理解しました。すみませんでした。

もう一点、教えてください。まず最初の、今回の実験的にやってみようといったこの告知の方法と時期、それから、保護者が来なくても4年生から6年生はいいよと緩和されたときの告知の時期と方法について教えてください。

○加藤子ども総務課長 まず開始の時期でございますが、こちらについては8月3日だったかと思います。あ、失礼しました。8月5日かな。5日の月曜日に告知のほうをさせていただいて、ちょっとなかなか時間がなかったといったところで、大変恐縮なんですけど、そちらのほうを区のホームページや、あと各種SNS、それとすぐーるのほうを活用させていただきまして配信のほうをさせていただいて、周知のほうを図ったところでございます。

それと、19日からの件については、16日に台風があったこともありまして、15日にそちらのほう、同様に配信のほうをさせていただいたというふうに記憶してございます。

○西岡委員長 はい。これ、どなたか立会いはしていたんでしたっけ。そこもお願いします。

○加藤子ども総務課長 各校に必ず区の職員、それと19日以降はシルバー人材センターの方々も間に合います、大体常時2人体制で必ず人がいたというところでございます。

○西岡委員長 プールのほうも。プールのほうも。

○加藤子ども総務課長 プールのほうは基本的に監視員が委託でついておりますので。

○西岡委員長 はい、分かりました。

えごし委員。

○えごし委員 今回、午前中の9時から10時半までだということでしたけれども、この利用されたお子様とか、また保護者の方からの声とか、どういう声があったのかというのと、あと今少しお話は頂きましたけれども、ほかにも何か今後の改善点などがもしあれば教えていただきたい。あと、最後、学校側の負担とかはどうだったのかなというの、もし教えていただければと思います。

○加藤子ども総務課長 保護者の方には、何度か私も実施している現場に行きまして、子どもにも含めてですが、ちょっといろいろお話は伺ったところでございます。その中で、こうした事業、夏休み期間を利用してこうした事業をやってくれるのは大変、場所としてやっぱりないので、ほかにはないのでありがたいというお話を皆様から頂いていたところでございます。

それからあと期間について、ちょっとこれはお盆のときは本当に、実績を見ていただくと非常に少ないところもございまして、その辺りをちょっと今後どうしていくのかといったところ。ただ、ないわけではないんだろうなというところもあるので、周知の方法であったり、あと現場現場での、先ほど牛尾委員からも言われましたが、遊具の貸出しであったり、そういったところをちょっと今後検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

また、学校の先生の負担でございますが、基本的には学校の先生方には負担のないように今回努めたところでございます。ただ、各学校のほうに当然ながらいろいろ事務連絡

等々はさせていただきましたので、そういったところの負担はあったかなというふうに思っています。

○えごし委員 本当に今年はすごい暑さで、またそういう遊べる場所もなかなか少ないという中で、こういう事業はすごいありがたいという保護者の方も、私もお話は伺いましたので、来年以降とかも、またそういう検討をして進めていきたいという考えがあるのかどうか、そこも教えていただけますか。

○加藤子ども総務課長 来年度につきましても、こちらについて、同様なのか、それともちょっとやり方を少し変えながらなのか、ちょっといろいろ検討のほうはさせていただいて、実施のほうの予定で考えているところでございます。

○西岡委員長 おのぞら委員。

○おのぞら副委員長 今回、小学生対象だったということだったんですけども、園児ですとか中学生対象というのは今後の検討の上で上がってくるのでしょうか。

○加藤子ども総務課長 そうですね。少し場所を分けなければいけないかなというところは考えているんですが、今回、バスケットをしているところに、やっぱりちっちゃい子たちがボールの下とかゴールの下とかに入ってくるのは、少し衝突することも見込まれるなというふうにちょっと見ていたりもしますので、大きい子たちと就学前のお子さんたちはちょっと分けなければいけないかなというところも思っています。

あと中高生につきましても、やはり体格差がどんどん出てまいりますので、ちょっとそこら辺、やはり検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

○おのぞら副委員長 場所を分けるというような話もあると思うんです。時間を限定して例えば30分だけ就学前の方に使っていただく。そういった案もあると思うので、ぜひご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 もちろん今言っていたやり方も、児童館で午後5時から6時まで中高生タイムという形で今実施をしておりますので、もちろんそのやり方も実施の検討の中に含めて検討を進めていきたいと思っております。

○西岡委員長 そうですね。あとゾーニングとかもさせていただいて、危なくないようにしていただけたらと思います。

ほかにもございますか。

○牛尾委員 これは提案なんですけれども、せっかくこうした事業が喜ばれているということで、しかも暑さというのは、多分、来年以降も毎年こんな感じになっていくんじゃないかとも言われていますので、そうした場合、従来、屋外での遊び場事業というのはできないとなった場合に、例えばこうしたところに行って、1人で来ても遊べるよというのをやる場合は、やっぱりプレーリーダーを配置して、一緒に遊んであげるという方の配置というのを検討して、要するに遊び場を屋外から屋内に移すというような考え方で行ってはどうかと思いますが、いかがですか。

○加藤子ども総務課長 子どもの遊び場事業は子育て推進課が担当でございますが、そうした形ができるか、取れるかといったところ、また事業者さんの力の部分に頼るといったところになるかと思っておりますので、そういったところも含めて様々検討のほうはさせていただきたいと思っております。

○西岡委員長 すみません。もう最後にしたいんですけど、私も。ずっと前から言ってい

るように、だからこそ全天候型の屋内遊具施設を早く造ってほしいなど、何年も前から言っているんです。そこも併せてよろしく願いいたします。もう大丈夫です、受け止めていただけたら。よろしく願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）夏休み期間中の小学校体育館開放事業について、質疑を終了いたします。

次に、（２）教育ローン利子補給金事業について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料２－１、２－２、２－３を用いて、教育ローン利子補給金事業についてご説明をさせていただきます。

まず、１番の事業目的でございます。すべての子どもが平等な教育を受けられるよう、教育資金の貸付を受けた保護者に対しまして、借入金の返済利子を助成させていただき、個々の家庭環境に左右されず子どもが望む教育を受けられるよう、子どもの学びの機会を保障することを目的としてございます。

２番の対象でございます。子ども等が１８歳に達した日の属する年度の末日までに教育ローンの申込みを行った保護者等ということで、ちょっと「等」が二つ出てきますので、下に米印１ということで、子ども「等」につきましてですが、区内に住所を有す、または有したことがある教育ローンの契約者の子、孫等というふうにしてございます。これ、「有している」じゃなきゃ駄目じゃないのというふうなご感想をお持ちいただく方もいるかと思うんですが、留学をされている場合にはもう有していないということになりますので、そうした方でもこちらの利子の補給金が受けられるよといったところで設定をさせていただきます。

それから米印２ということで、これは保護者「等」でございますが、対象となる子ども等の３親等以内に属する者ということで、親また祖父母、それ以外に例えばお兄さん、お姉さんという場合も想定されるかなといったところで、こちらについては保護者等というくりにさせていただいているところでございます。

続きまして、３番の制度でございますが、今回二つの制度で実施を予定してございます。中身については後ほど資料の、これ、すみません、ちょっと間違っておりますが、２－２、２－３でご説明させていただきます。取りあえず二つあるということで、あっせん融資方式と、そうではない非あっせん融資方式の二つを、現在、制度として考えてございます。

４の事業スケジュールでございますが、今日、文教委員会への報告、９月下旬にはあっせん融資を行う指定金融機関と契約を締結しまして、１０月以降、事業の周知を開始したいと考えております。その後、来年１月から申込みの受付のほうを実施させていただきたいと思っております。

では、資料２－２でございます。こちらがあっせん融資制度でございます。制度名は私立学校等学費及び海外留学資金融資あっせん事業という名称にさせていただいております。

対象者につきましては、先ほど申したとおり１８歳に達する年度の日までにあっせん融資の申込みを行った保護者、それから１年以上住所をその保護者等有していること、区民税を完納していること、また保証機関の保証を受けられることということをして満たす方とさせていただいております。

それから、借入金融機関及び対象となる融資でございます。こちらは証書貸付という形で括弧書きで書いておりますが、要は金融機関と契約書を取り交わす貸付けであることというふうにしてございます。区が指定する金融機関から以下の用途で融資を受けるものという記載をしてございますが、私立学校等の就学に係る入学金または学費、それから施設費、これは寮とかの教育機関に納付する資金及び一月以上の留学費用というふうな立てつけにさせていただいております。

ここに私立学校等と記載してございますが、区立の学校でもこちらのあっせん事業は可能でございます。それから塾代につきましても、これは対象とさせていただく予定です。

下の4の融資条件でございます。融資額は1万円を単位としまして、10万円から400万円までを対象とさせていただきます。融資の利率については固定金利とさせていただきます。それから融資実行時の金利は毎年度変更するものとして、前年度に属する3月1日時点の日銀が公表する短期プライムレートに1%を加えたものということで、今年度の場合ですと、今、プライムレートが1.475ですので、2.475%という利率にする予定です。これについては金融機関が住宅ローンを決めるときの大体の金利を決めるときの水準というふうにお伺いしておりますので、これをそのまま引用させていただいております。

それから償還期間でございますが、融資を受けた日から7年以内とさせていただきます。これは当初5年というふうに考えていたんですが、金融機関と協議をした結果、ちょっと月々の返す金額の負担がちょっと大きいんじゃないかというご指摘も受けましたので、7年とさせていただいたものでございます。また繰上償還もできる形でございます。

それから利子の補給期間ですが、各年1月から12月の間、利子とその保証料に対して補給を行うというものでございます。

裏面が関係図でございますが、真ん中に区がございまして、右側に金融機関、そして左側が区民の方々でございます。初めに区と金融機関で契約を結びまして、それであっせんのほうができる金融機関が決まります。その後、区民の方が区のほうにあっせんの申込みをしていただきまして、その後、審査を経てあっせんを決定し、その後、区民の方が取り扱う金融機関に融資の申込みをした後、金融機関の審査を受けて融資が決定され、お金が区民の方に振り込まれると。その後、返済をされていき、区と金融機関で適宜情報共有をしながら、区から区民の方々に利子補給を行うと。そういう流れ図でございます。

続きまして、資料2-3でございます。こちらが非あっせん制度というものでございます。対象者につきましては基本的に変わりはありません。こちら三つの条件を満たしている方と。こちら、保証のほうが先ほどないんですが、大体、金融機関のほうはこの教育ローンを貸し付けるときに制度保証を受けていますので、もうこれを受けている方は保証がされているといったところで、今回こちらには掲載してございません。

それから、3番の借入金融機関の対象融資でございますが、基本的には国の教育ローン、ちょっと長く書いてございますが、国の教育ローンをやっているのが日本政策金融公庫でございますので、国の教育ローンも対象にします。また、区域内に千代田区の本店、支店を有し、銀行業の免許を付与した金融機関、また金融庁が銀行免許において業態をその他にした銀行、これがネット銀行になります。その対象機関から借り入れた教育資金についての利子補給を行うというものでございます。

利子の補給条件でございますが、基本的には大きく変わらない、先ほどのあっせん方式と変わらないんですが、（３）のところだけちょっと変わりがございまして、これ、ほかの葛飾であったり江戸川区のほうでも利子補給をやっているんですが、そちらのほうで自己負担をそれぞれされているといったところから、各自治体のほうではそういう形でやっているといったところも受けまして、お子さん１人当たりの利子補給をする際に、区が定める自己負担額、月額５００円を差し引いた額、または１０万円のいずれか低い額という形にさせていただこうと思っております。それと保証料につきましても、これも利子とみなすものというふうに考えてございます。それから利子補給期間についても、こちら先ほどのあっせん融資と変わりがございません。

今回の、下の必要書類のところでございます。（１）から（５）のほうの書類を定めようと思っております。借入金教育に関わる借入ということがわかるもの、それと金融機関との契約書の写し、（３）が返済予定表、（４）が返済通帳の写し、（５）がその他区長が指定するものと定める予定でございます。

金融機関とちょっと相談していたところでございますが、特に（１）のこれが要は申込書に当たる部分なんですが、あまりお持ちじゃない方が、もう要は契約書を結ぶと申込書を持っていないという方も多いというふうに聞いてございますので、そうしたときに、金融機関から申し込みましたよという証明を頂く場合には（５）になるかなというふうに思っております。

それで、その下の関係図でございます。こちらの関係図、区が一番左で、区民の方が真ん中、金融機関が一番右ということで、区のほうでは本当に利子を払うという形になりまして、順番で行きますと、区民の方が金融機関に融資の申込みをした後、審査の後に融資を決定すると。その後、金融機関から借入金のほうを振り込みまして、その後、返済をしていくと。区民の方には千代田区のほうに申請・申込をさせていただいて、利子の補給金のほうを区のほうがお支払いするというふうに、今のところの関係図を記載してございます。そのため、区と金融機関では関係性がないので、補給金、本当にこちらのほう、こういう書類を持ってやらせていただきたいと思っております。また、こちらについてはネットでのお申し込みも可能にしようと、現在、デジタル政策課と協議をしているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、説明は以上です。

○西岡委員長 はい。すみません。先ほど子ども総務課長で拳手されましたけれども、今お話しいただいたのは教育政策担当課長というところで。

○加藤教育政策担当課長 申し訳ございません。

○西岡委員長 というご説明ということでよろしいですね。はい。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 まずあっせん制度のほうなんですが、これはもう今後締結する予定のこういう金融機関というのは決まっていたりするんでしょうか。

○加藤教育政策担当課長 現在、区内の信用金庫さんであったり、そのほかちょっと大手の金融機関とちょっとお話のほうをさせていただきまして、おおむね大体この条件で今のところの協議を進めているところでございまして、そういったところは大丈夫かなというふうに思っております。また、それ以外の金融機関についても順次お話をさせていただ

きながら、金融機関を少しでも増やしていきたいなというふうに思っています。

○えごし委員 これは、締結したときに、ここでできるというのは発表されるということですね。承知しました。

あと、非あっせん制度のほうなんですけど、保証料が利子に含まれている場合は、これは利子とみなすということで、保証料が含まれていない場合はできないということなので、例えば国の教育ローンってたしか保証料って含まれていないですよ。そこは駄目だという理由というのはあるんでしょうか。

○加藤教育政策担当課長 そうですね。ちょっとそちらについては、国の教育ローンのほうは確かに分けていらっしゃる。実はそのほかの金融機関さんがやっている教育ローンは、もう利子と、もうそもそもみなしちゃっているという部分で、切り分けがすごく困難だということにお伺いしています。そのところがちょっとネックではあるんですけど、ちょっとどういう形にできるのかは、ちょっと最終的な詰めのところでもっといろいろ検討のほうをさせていただきたいと思います。

○えごし委員 基本、銀行とかは大体含まれているので全然大丈夫だと思うんですけど、国の教育ローンのほうとか、やっぱり保証料のほうもここだけ切り離されてしまうと、ちょっと何というんですかね、平等という部分ではちょっとかわいそうかなというふうにもなってきちゃいますので、何らかの検討をしていただいて、何か補填するようなことができるのであればありがたいなと思うんです。また検討のほうをお願いできればと思っています。

○加藤教育政策担当課長 今、えごし委員のほうからご指摘いただいたこと、特に公平性の観点といったところを踏まえて、ちょっと検討のほうを進めていきたいと思います。

○西岡委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 まずはこのあっせん融資のほうですけれども、この融資条件の中身、やっぱり返済、償還期間が7年以内とありますけれども、これ、仮にじゃあ7年で貸しましょうというふうな取決めをして、経済的に大変な状況になって7年で返し切れなかったとなった場合、何かペナルティーかなんかは考えていますか。

○加藤教育政策担当課長 7年を超してしまう場合は、当然融資の延長といったところがあると思うんですが、その場合に、まあペナルティーというか、区のほうではやっぱり7年間の利子補給といったところなので、7年を超えてしまうと、申し訳ないんですが、自己の資金で利子をお支払いいただくことになろうというふうに、今のところ制度構築を検討しています。

○牛尾委員 やっぱりなかなか生活が大変になっているという状況の下で、そこは7年でもうきっちり終わるよというんじゃないかと、柔軟な対応も考えていただければなと思います。これは要望なんで、考えていただければと思います。

あと、いま一つ、これ、18歳だどこまでなんですよね。どうしてもお金がかかるのはそれ以降なんですよね。大学に入るときの教育ローン、融資とか、教育ローンを組むとか、そこについては広げるような検討というのもできるんですか。

○加藤教育政策担当課長 子ども部が0から18歳までというところを対象にしておりますので、18歳までは見させていただきまして、それから7年間でございますので、25

歳までというところでございますので、そこをちょっとお含みおきいただければ非常にありがたいです。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 そうでしたら、告知方法を教えていただけますか。

○加藤教育政策担当課長 そうですね。今検討しているのは各種ホームページやSNS、また、すぐーるでの配信もそうなんですけど、今回ご参加いただく金融機関さん、また政策金融公庫さんのほうも、チラシであったりというのは置いていただけるというふうなお話も頂いておりますので、様々関係機関のところには広く制度を周知しながら、区民の方々に少しでも利用していただければというふうに、周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

○はまもり委員 あらゆる政策だと思んですけど、本当に必要な人に届くように、ぜひ工夫いただきたいなと思います。特に18歳までといったところで、さっき牛尾委員がおっしゃったようなところですよ。区内の中高生、小学生の親御さんには学校を通してもできると思うんですけども、中学校を卒業して、高校生の親御さん、本人の方にアプローチできる方法ってなかなかないんですかね。ちょっとその辺、何かほかのやり方で検討ができるんでしょうか。

どうしてもこういったいい事業が知られないで、なかなか使用される機会が少なくて終わってしまうのがもったいないなと思っていて、千代田区の場合かなり先進的に取り組んでいただいていると思うんですけど、ちょっとその方法が、従来のやり方だと届いていないなという印象があって、今すぐにではないかもしれないんですけど、ちょっとご検討いただければなと思います。

○加藤教育政策担当課長 今、はまもり委員からのご指摘で、ちょっとこれはまだ思いつきのレベルなんですけど、今度、児童手当を受給される方が18歳までと延びますので、そういったところのちょっと通知とかに含めて周知のほうを図っていくなど、ちょっと検討のほうをさせていただければと思います。

○西岡委員長 はい。ほかにもございますか。

○おのぞら副委員長 あっせん融資のところ書いてありますけれども、融資条件の（6）いつでも繰上償還することができるということで、繰上償還手数料については恐らくカバーされないという今設計になっているかと思うんですけど、この辺りを検討していただくことは可能ですか。

というのも、例えば7年のローンで組みました。3年後に返せるめどがついて早めに返したいと思いました。ただ、区内の信用金庫とかですと、大体、手数料として3万3,000円とか取られたりするんですね。それがあって、ちょっと、どうせ利子もかからないし、このまま寝かしておこうかなと思われる方もいらっしゃると思うんですよ。そうすると、区の財政的な負担という意味では、むしろ返してもらったほうがいい場合もあると思うので、そういったところも踏まえて、この辺り柔軟に対応いただくということが可能かどうか、ちょっと教えてください。

○加藤教育政策担当課長 今、おのぞら委員に頂いたご指摘でございます。ちょっとそちらについては各金融機関ともちょっと相談はさせていただいているところでございますので、どちらかという金融機関のほうで、そこは区のほうで見ないでいいんじゃないですか

うお話も頂いたりもするところではございますが、様々、財政負担等、そういったところも踏まえながら、ちょっと検討のほうはさせていただければと思います。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（２）教育ローン利子補給金事業について、質疑を終了いたします。

次に、（３）区緊急保育施設の閉所について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 区緊急保育施設の閉所につきまして、教育委員会資料３に基づいてご説明をさせていただきます。平成２８年度より区の緊急保育施設として運営してきましたこの施設でございますけれども、昨今の保育需要などから閉所する運びとなりましたので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

閉所施設でございますけれども、項番１でございます。鍛冶町にございますグローバルキッズ神田駅前保育園になりまして、旧今川中学校の１階にございます施設でございます。定員が４０名で、８月１日現在の児童数ですけれども、１５名在籍をさせていただきます。

閉所日ですが、令和８年８月３１日を予定してございまして、来年度いっぱいというところでございます。ごめんなさい。令和８年３月３１日となってございまして、来年度いっぱいの閉所でございます。

閉所に至る経緯でございますけれども、待機児童対策として、平成２８年４月より５年間の期限付きで緊急的に整備をいたしました。その後、５年間たちまして、その時点で保育需要が衰えることがなかったということもございまして、令和元年にまた令和７年度末までの５年間、期間を延長してございます。来年度末の期限を迎えるに当たりまして、このたび改めて現在の保育需要を鑑みまして、事業者とも協議を重ねましたけれども、緊急保育施設としての役割を概ね達成できたというふうになりまして、当初の予定通りでございますけれども、令和８年３月３１日をもって閉場するという運びになったものでございます。

閉所することにつきましては、既に入園案内に掲載をさせていただいておりますほか、事業者から保護者に対しまして、この件を伝えさせていただいているところでございます。直接影響を受けます児童でございますけれども、利用者の中で９名、０から３歳児の方になりますけれども、こういった方がおられますけれども、こうした方につきましては転園をこれから進めていくということになりますけれども、現状での昨今の保育需要からいたしますと、比較的認可保育所も入りやすい状況がございます。また、付近にも認可保育所のほうが四、五か所あるというところでございます。

また、転園するに当たりましては、認可外保育施設ということもございまして、ポイントも付加されるようなこともございまして、閉園まで一年半もあるというところも鑑みまして、スムーズな転園が、比較的転園は進みやすいだろうというふうに考えているところでございます。直接区のほうにまた問合せ等がございました場合には、こういった転園が進みますよう、スムーズな転園が進みますよう、丁寧にご案内をしていければというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

池田委員。

○池田委員 この施設、待機児童対策として緊急的という措置をされたところの一つということで、その当時は本当によかったのかなというところですが、昨今のこの状況は否めませんので、仕方がないと思いますけれども、あともう1年、どうですかね、来年度末まであるんですけど、現状まだ15名の在籍はあるということなので、まだ開所しているうちは受入れ体制は取れているんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 こちら、入園する案内には既に令和8年3月31日に閉所をする旨は伝えさせていただいておりますので、基本的にはほかの認可保育所等をご案内するようなどころで進めさせていただいているところでございます。

○池田委員 ということは行政のほうで、こちらで預けたいというご家庭があっても、ここは来年度いっぱいですよという形で、違うところを促すような処置をしているということでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そのようなご提案をさせていただきながら、ほかの認可保育所等をご案内しているところでございます。

○湯浅子ども支援課長 すみません。こちらは認可外保育所でございますので、入園につきましてはこちらのグローバルキッズ神田駅前保育園でやっております。入園案内のご案内には閉園予定ということでさせていただいておりますけれども、直接その入園につきましては、閉園になるということでご了承の下、認可外保育園のほうで受入れをされているということで聞いております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 待機児童対策で開設されたところですけども、私も一番上の娘が最初ここに入りましたんで、非常にお世話になったなという思いがあります。当時は小学館だったんですけどね。

これ、9人転園しなければいけないお子さんがいらっしゃるということですけども、近くに4園ぐらい認可があると言いましたけれども、例えば転園するに当たって、通わせるのが大変になるとか、そうした保護者の方には、ちゃんと丁寧な説明等が必要だと思うんですけど、そこはどうなっていますか。

○小阿瀬子育て推進課長 そういったお問い合わせ等がございました場合には、そういった付近の施設などもあるということを丁寧に説明させていただき予定でございますので、ご理解を頂ければというふうに思っているところでございます。

○牛尾委員 あとこの閉園になった後のあそこの施設自身は、どういうふうな活用をしていくのか。それとも、もうずっと使わないということで行くのか。そこはどうなんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 その後の活用につきましては、これから検討の俎上に上がってくるものだろうというふうに思いますけど、全庁的になるのか子ども部でということになるのかということになりますけれども、今現在では、ちょっと保育所で使うのかとかその他に使うのかと、ちょっと今のところはまだ決まっていないという状況でございます。

○牛尾委員 例えば、今、学童が足りなくなってきたということが言われて、なかなか3年生でも学校内学童に入れられないというお子さんがいらっしゃいますけれども、そうしたことで活用を考えて、というか検討していただきたいと思うんですけど。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらの区有施設数につきまして、やはり様々な角度から使っ

ていくべきものでございますので、そういった幅広いところからの検討というのは必要だろうと思っております。そういった姿勢を持って検討してまいりたいと考えております。

○西岡委員長 はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（３）区緊急保育施設の併用について、質疑を終了いたします。

次に、（４）令和7年度以降の富士見わんぱくひろばの運営について、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料4に基づきまして、令和7年度以降の富士見わんぱくひろばのほうにつきましてご説明いたします。こちらは第3回定例会におきまして議案を提出する予定でございますが、その事前のご説明、情報提供としてさせていただきます。

まず富士見わんぱくひろばでございますが、ご案内のとおり、平成22年4月からPFIによりまして整備を行いまして、管理による管理運営施設といたしまして、公設民営の形で実施しております。その中身といたしましては、児童健全育成機能といたしまして、児童館的事業、学童クラブ及び拡大型一時預かり保育事業等を行っております。

2番のこちらは指定管理終了後の運営ということで、指定管理の期間が今年度末までとなっております。来年度以降の富士見わんぱくひろばの機能といたしましては、現在の機能を継続しつつ、7年度につきましては学童クラブのニーズが増えているといったような状況に承えられますよう、事業内容を一部拡充することを考えております。

点線の囲みの中がその内容ですけれども、現在、富士見わんぱくひろばの学童クラブは第1と第2合わせまして定員が110人、こちらは今非常にいっぱいな状況でございますので、今度新たに旧九段中の敷地内にあります旧お茶の水幼稚園の建物を、こちらを時限的に活用いたしまして、学童クラブとして整備することを考えております。こちらの使用できる期間は現時点では令和7年度から8年度までの2年間ということで、9年度以降につきましては、学童のニーズ、または施設の状況等を踏まえ検討していくこととなります。

こういった拡充を行うことも踏まえまして、令和7年度以降の運営方式について検討いたしまして、ニーズに応じた柔軟な運営が可能であるなどの点から、民設民営の方式が適当だろうというふうに考えております。この民設民営とするに当たりましては、現在、条例がございます、こちら千代田区立富士見わんぱくひろば条例、こちらを廃止する必要があります。その上、普通財産といたしまして事業者に貸付けを行い、民設民営の形で運用していくということになってまいります。

こうした場合のスケジュールにつきましては、3番のところでございます。この3定におきまして、この条例の廃止の議案を提出いたします。こちらが可決されましたところ、令和6年10月以降、事業者の公募、こちらを行う手続きを進めてまいります。12月以降、事業者が決まりまして、次年度に向けた運営の準備というのを行っていくという予定になっております。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。今ありましたけれども、本件は第3回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。

概括的な質疑ですとか資料要求がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）令和7年度以降の富士見わんぱくひろばの運営について、質疑を終了いたします。

次に、（５）（仮称）四番町公共施設新築工事について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、委員会資料8に基づきまして、（仮称）四番町公共施設新築工事についてご説明させていただきます。こちらにつきましては第3回定例会において補正予算を上程する予定でございます。事前のご説明となります。

項番1、工事概要。改めましてですが、工事場所は千代田区四番町1番地・11番地となります。敷地面積3,292.09平米。延べ面積1万1,929.45平米。構造規模でございます。鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（免震構造）でございます。地上12階建て地下1階。入ります用途は、四番町保育園、四番町児童館、四番町図書館、区営住宅、職員住宅、区民集会室、防災備蓄倉庫となります。工事の工期でございます。令和2年3月13日から令和8年8月14日限りとなっております。

項番2、工事請負者及び工事金額でございます。建築工事につきましては85億1,545万4,412円、電気工事につきましては7億864万2,000円、空調工事につきましては5億5,624万8,000円、給排水工事につきましては4億7,907万2,000円、昇降機工事につきましては9,735万円、合わせまして工事金額の合計は103億5,676万6,412円でございます。

項番3、これまでの契約変更の概要についてご説明します。まず、1回目の契約変更が令和2年8月5日に行われております。内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麴町仮住宅の工期延長。そのときの工期の令和6年10月31日限りを令和7年3月31日限りとして5か月間の延長をしております。第2回目の契約変更は令和3年12月10日です。内容は、入居者の移転期間延長及び既存建物解体工事アスベスト除去追加に伴う工期の延長。令和7年3月31日限りとしていたものを令和8年8月14日限りとして、16.5か月の工期の延長でございます。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策も実施しております。3回目の変更は令和5年12月13日、こちらにつきましては工期の変更はなく、建築工事の金額変更のみでした。インフレスライドの対応及び施工方法の変更、併せまして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る契約変更をしております。

裏面に入ります。項番4、工事の進捗状況でございます。昨年度中に山留工事及び杭工事、こちらの施工が完了しております。現在、資料に写真を載せておりますが、北側、従前、図書館や区営アパートがあった側ですが、こちらにつきましては掘削工事及び既存建物の地下解体の工事中でございます。南側、こちらは従前、保育園・児童館があった側です。こちらにつきましては地下躯体工事に着手しております。

項番5、今年度中に必要な対応。一つ目がインフレスライドの対応でございます。建築工事につきましては、昨年度のインフレスライドの適用以降、また賃金等が変動しておりますので、こちらに対して適用いたします。二つ目の電気、空調、給排水及び昇降機の工事につきましては、当初契約以降インフレスライドの適用がありませんでしたので、今回、賃金等の変動に対して適用いたします。いずれも既済部分、既に工事が行われている部分

に相当する契約金額は控除しております。

二つ目としまして、働き方改革関連法に伴う工期の延長。こちらにつきましては前回7月8日の委員会でも概要を報告させていただいたものです。本年4月1日から現場作業が4週8休となり、時間外労働の上限規制の適用と合わせ、工期を約9.5か月延長する必要があります。このため、3か月程度の工期短縮を図り、令和8年度中の竣工を目指すものであります。具体的な工期短縮策としまして、躯体ボリュームの精査と階段等の施工方法の変更、住宅階のプレキャストコンクリートの採用、鉄筋の継手方法の変更でございます。

三つ目で、発生土処分への対応。現在工事中でございますが、建設に伴う発生土の含水率が高かったことがありまして、その関係で搬出先処分場の変更を行っております。

4番目、当初設計からの仕様等の変更への対応。当初設計から随分時間がたっておりまして、その間、仕様等が変わったものに対応するものです。具体的には、空調設備機器の冷媒規制の変更、こういったものに対応するものでございます。

最後に今後のスケジュールでございます。冒頭ご説明しましたように、第3回定例会にて、これまでの変更に係るところにつきまして補正予算の議案を上程させていただく予定です。内容は、7、8年度に係る債務負担行為の追加でございます。次に第4定例会において契約変更の議案を上程させていただく予定でございます。

ご報告は以上となります。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件も第3回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑などがありましたら、お願いしたいと思います。

○はまもり委員 裏面5番の(2)のところなんですけれども、今回、9.5か月延長する必要はあるが、工期短縮を図り、3か月程度短縮可能ということは、トータルで6.5か月ぐらいになりそうということで認識は合っていますか。

○川崎子ども施設課長 そのとおりでございます。具体的には、工期を9.5か月延長した場合には、令和9年5月末までの工事期間になります。そちらを3か月程度短縮しまして、令和8年度中の2月末には工事が終わるように。ここにも記載のように、なるべく年度替わりのときに可能な範囲で引っ越しができるようにと。全部じゃないかもしれませんが、そういうことで短縮策をやるものでございます。

○はまもり委員 あと工期短縮施策について、もう少し具体的に教えていただきたいんですけども、専門的に教えてほしいというよりは、変更することによっても安全確保であったり質が下がるわけではないといったことを確認したいという趣旨なんですけれども、まず躯体ボリュームの精査という意味。

○西岡委員長 概括的な部分だけね。本番はまた次回だけでも。

○はまもり委員 はい。もうちょっと中身入っている感じ。

○西岡委員長 うん。入っている感じがしますけども。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 概括的な確認、事実確認みたいなものがあれば。

○はまもり委員 はい。じゃあ、この施工方法の実施の中身については、もう聞かないほうがいいのかということですよ。はい、分かりました。

○西岡委員長 子ども施設課長、もう答えられる範囲で。

○川崎子ども施設課長 概括的な範囲でございますが、まず、委員ご指摘の性能が落ちることはないかということですが、そちらは落ちることはありません。具体的には現在施設経営課のほうで工事の担当をしておりますが、要求する水準を満たす範囲で設計変更していると、そのように伺っております。

○西岡委員長 はい。よろしいですかね、ほかに。

当該案件に関しまして、契約関係は企画委員会だと思っておりますけれども、この四番町公共施設の住宅関係は、環境まちづくり委員会へも情報提供はいただいておりますよね。

○川崎子ども施設課長 本件、四番町公共施設に関しましては、いわゆる発注者側の予算を持っている部署が四つの部にまたがっております、その取りまとめを私ども子ども部のほうでさせていただいております。そういった関係で、こちらの委員会で随時状況報告させていただいているところですが、ただ、入居する施設の具体の影響に鑑みて、各委員会で各部のほうで、必要に応じてまた補足の説明等は行われるものと認識しております。

○西岡委員長 はい。じゃあ、必要に応じてということで、区営住宅と職員住宅等々はちょっと所管外なのかなということもあるのですが、いろいろと別途協議の上、お願いいたします。ありがとうございます。

もう、ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは（５）（仮称）四番町公共施設新築工事について、質疑を終了いたします。

次に、（６）区立幼稚園の給食実施について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 区立幼稚園の給食実施について、教育委員会資料６に基づいてご説明いたします。

千代田区では、保育園、そしてこども園及び幼保一体施設の幼稚園においては給食を実施しておりますが、短時間保育のみを実施している幼稚園である麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園の区立幼稚園４園においては給食を実施しておりません。そのため、ご家庭からお弁当を持参しているところですが、以前から区立幼稚園の保護者や園長から給食実施を望む声がございます。現在、区では幼稚園の在り方を検討しているところですが、全体的な幼稚園の方向性を検討する中で、子どもにとって多くのメリットがある給食については、先行して区立幼稚園全園で実施する方向で検討を進めることといたしました。そのため、現在実施していない４園について、早期実現に向けて準備・検討を進めてまいります。

項番１、給食実施の理由でございますが、理由は様々ございまして、その中で二つ挙げております。一つ目としては、今年度に入りまして、改めて４園の保護者会会長等に直接ヒアリングを行ったところ、食育等の観点から給食実施の強い要望がございました。また、今年７月３０日にお茶の水幼稚園の保護者会会長から、お茶の水幼稚園の給食実施に関する要望書が提出されてございます。このことから、現在、区立幼稚園を利用している保護者にとって給食を望む声が大いなものと考えたことでございます。

二つ目として、食事は健康生活の基盤となるもので、給食は栄養面に配慮された食事の提供と食育の推進を図ることが可能でございます。そのため、子どもの健全な育成に大変

有効であるとともに、保護者の負担軽減につながるなど多くのメリットがあることでございます。また、区立幼稚園で給食を実施することにより、こども園や幼保一体の幼稚園に通う園児に給食を提供しているのと同様のサービスを提供できるということでございます。

項番2、今後の予定についてですが、資料の（2）から説明させていただきます。お茶の水幼稚園についてでございます。現在の新施設は、将来の多様な活用を見据えて調理室を確保できる施設としておりますので、早期実現を目指し、令和7年度給食開始に向けて取組を進めます。令和7年5月の給食開始を目標に進めるに当たりまして、備品の購入などについては今年度中に準備を行いますので、給食の開始に向けた準備経費につきましては3定の追加の予算計上を行う予定でございます。

（1）の麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園の3園につきましては、現在、調理施設がございませんので、今後、調理室の確保が可能かどうか、ほかの施設で作った給食の配送や各園での受け入れ等が可能かどうかなどの検討を行ってまいります。また、給食を実施できるまでの間、民間事業者からの弁当などを提供することについても検討を行っていく予定でございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。前々から本当にリクエストが多かったので、ぜひ実施していただけたらと思います。

説明が終わりました。本件も第3回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。こちらも概括的な質疑などがありましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 お茶の水幼稚園は実施できる方向だと言いますが、まず栄養士さんは当然つけると思うんですけども、そこは学校の栄養士さんなのか。それとも小さい子なんで、新たに人を雇ってつけるのか。そこはどうなんですか。

○清水学務課長 現在実施している幼稚園にも栄養士をつけておりまして、お茶の水幼稚園にも来年度栄養士を配置する予定でございます。

○牛尾委員 いま一つ、残りの3園ですけども、自分のところで給食を作ることが現実的に可能かどうかというのは、どう判断されますか。

○清水学務課長 そのこのところ、今現在確保が難しいという状況でございまして、もう少し精査いたしまして、調理室の確保が改修等によって可能かどうかということも含めまして、これから検討していくところでございます。

○西岡委員長 先輩だからご存じだと思うんですけど、頭出しなので、概括的な質疑だけでお願いできますか。

○牛尾委員 やはりどこの園に通っていても同じ教育、保育ということからすれば、もう極力、幼保に差が出ないように考えていただければと、検討していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○大森教育担当部長 おっしゃるとおりで、4園への給食実現に向けて、もう一段確度を高めた検討をしていきたいと思っております。ただ、4園足並みがそろわないとお茶の水ができないとか、やっちゃ駄目となっちゃうとあれなんで、ここはお茶の水は環境を整えて、できるところは早めにやらせていただく。そうは言いつつ、残りの3園も調理室の整備に向けた検討をしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

○西岡委員長 始められるところから。もうどんどん始めていっていただけたらというふうに思いますが。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（6）区立幼稚園の給食実施について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わらせていただきますが、一度休憩を取らせていただきます。

午前11時44分休憩

午前11時54分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、保健福祉部の報告に入りたいと思います。保健福祉部（1）令和6年度敬老会の申込状況について、理事者からの説明を求めます。

○窪田福祉総務課長 それでは、今年度の敬老会の申込状況につきまして、保健福祉部資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、日時と会場でございますが、従前ご案内のとおりでございます。9月17日、18日の2日間、全3回、会場はヒューリックホール東京でございます。

3番の申し込み状況でございます。まず第1回が582名、第2回が522名、第3回が445名、こちらは来賓を含んだ数になっておりまして、合計で1,549名のお申込みを頂いてございます。なお、座席のチケットにつきましては、8月30日、既に発送済みでございます。また、9月5日の広報千代田におきまして、このチケット送付につきましてご周知をさせていただき予定でございます。

簡単でございますが、ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 この、もう既に発送されている方々を含めまして、各回かなり猶予がまだあるんですね、席としては。

○窪田福祉総務課長 席の猶予はある状況でございます。

○池田委員 この間に当然いろいろ、体の不良もありながらお一人で行こうとしていた方が、どうしても付添いが必要になってきたという場合には、その都度対応していただくということではよろしいんでしょうかね。

○窪田福祉総務課長 付添いの方につきましては、当日席に余裕がございますので、ご案内できる状況かと思っております。

○西岡委員長 はい。それでは、よろしいですか。ほかにございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）令和6年度敬老会の申込状況について、質疑を終了いたします。

次に、（2）千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業の支給状況について、理事者からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 では、保健福祉部資料2に基づき、千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業の支給状況について、ご報告させていただきます。本事業につきましては、今年3月に開始して6月で申請期限を迎えましたため、支給結果のご報告とな

ります。

そして、本事業につきましては、これまで委員会でも報告させていただきましたので、項番1の事業の概要や項番2の内容、項番3の給付方法につきましては、昨年度、令和5年度低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金追加分、すなわち7万円給付金の対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人につき5万円の給付を原則プッシュ型で行った給付金でございます。

そして、今回の支給した世帯の内訳でございますが、項番4の表をご覧くださいまして、まず住民税非課税世帯への給付が203世帯、横に行きまして、住民税均等割のみ課税世帯が55世帯、生活保護世帯が7世帯、その他世帯は92世帯を支給しております。以上、全体で見ますと、合計357世帯に支給いたしました。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 大丈夫だと思うんですけども、大体、対象となっている世帯には、もう給付金は行き渡っているという認識でよろしいですか。

○大松生活支援課長 例えば非課税世帯への給付状況でございますが、確認書の対象が208世帯ありまして、支給世帯が203でございますので、97.6%、おおむね確認書の対象世帯には支給したというふうに考えております。

○西岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、(2)千代田区低所得者子育て世帯子ども加算給付金支給事業の支給状況について、質疑を終了いたします。

次に、(3)千代田区国民健康保険条例の規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○大塚保険年金課長 それでは、千代田区国民健康保険条例の規定整備について、保健福祉部資料3に基づき説明いたします。

項番1、規定整備の目的でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正法の施行に伴う被保険者証の廃止並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについての通知に伴う急患等として、医療機関を受診した被保険者に係る保険料等の徴収猶予について規定を整備するものでございます。

項番2、規定整備の内容ですが、(1)被保険者証の廃止に伴う規定整備として、令和6年12月2日以降の被保険者証の廃止及び短期被保険者証の仕組みの廃止に伴い、規定の整備を行うものです。(2)として、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料等の徴収猶予期間の設定でございますが、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金及び保険料の納付について、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年以内の期間を限って徴収猶予を可能とするものでございます。

項番3、規定整備を行う条例につきましては、千代田区国民健康保険条例で、区議会第3回定例会におきまして条例改正の議案を提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第3回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑ですとか資料要求がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）千代田区国民健康保険条例の規定整備について、質疑を終了いたします。

次に、（4）国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について、理事者からの説明を求めます。

○大塚保険年金課長 それでは、国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について、保健福祉部資料4に基づき説明いたします。

項番1、概要、目的でございますが、厚生労働省からの通知に基づき、千代田区国民健康保険被保険者に対し、安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用いただけるよう、医療保険者等の把握している加入者情報（氏名及び個人番号の下4桁等）を通知するものでございます。

項番2、通知内容につきましては、別紙1、個人番号のお知らせ通知の見本及び別紙2、お知らせ通知の説明書をご覧くださいと存じます。この個人番号のお知らせ通知に説明書を同封の上、世帯主宛てに通知を送付いたします。

項番3、通知発送日でございますが、令和6年9月17日火曜日に特定記録郵便で発送させていただきます。

項番4、その他、周知につきましては、広報千代田8月20日号及び区ホームページにて既に周知させていただいているところでございます。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

えごし委員。

○えごし委員 この別紙2のほうなんですけれども、このお知らせのほうで、やっぱりこの重要なところを黄色の線で引いていただいたりとかしていただいているのは、非常に分かりやすいなと思っております。やっぱりこういうところに目が行くので。

次の裏面のところで、私もこの今回で結構大事なのが、この保険証を利用するときにやっぱり自分で登録の手続をしないといけないという部分、これがやっぱり多いなと思って、裏の面でこどもやっぱり太字では書いていただいているんですけども、例えばホームページとかです、ホームページって、そのままずっと、ずらっと文字だけなんです。何かホームページのところも、何かこういう重要な部分はちょっと強調、もしかして太字になっていたかもしれないんですけど、ちょっと強調していただけるとか、そういうのもすごい、していただけるとありがたいなと思っております。

というのが、やっぱりこの別紙1のほうのマイナンバーのこのお知らせ、ここのお知らせのところにも、データベースに登録されているのでマイナ保険証をご利用いただける状態となっていますと、こう書いてあるんで、何かもうこれで使えるのかなみたいな、やっぱり結構そういうところで勘違いされる方も多いと思うので、実際に自分で登録してくだ

さいというところは、やっぱりちょっと強調はしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○大塚保険年金課長 ただいまのえごし委員からのご指摘を踏まえて、ホームページの記載、強調すべきところを太字等でめり張りつけている部分もございますが、いま一度この通知を発送するのを機に、内容のほうをもう一度見直して、分かりやすさ、それから見やすさの観点で検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これは厚労省からの通知に基づきとなっておりますけれども、この厚労省からの通知というのは、こうしたお知らせを送らなければいけないというふうになっているのかどうか。

○大塚保険年金課長 こちら、厚労省からの通知では、保険者のほうは今年3月から10月までの間に、被保険者に対して通知することというふうになっております。

○牛尾委員 やらなければいけないと。国からの通知なんでね。ただ、やっぱりこういうのが送られてくると、やっぱりマイナンバーを取得していない方々というのは、あ、やらなければいけないのかなというような切迫感といいますかね、そういうのにとらわれると思うんですよね。やはりマイナンバーを取得するかどうかというのは、あくまでも任意だということはしっかり分かるような表記といいますかね、そういうのは力を入れていただきたいと思います。

○大塚保険年金課長 今回のこの通知に入れる説明書にも、強制するものではないということでご理解いただくように、マーカーをしたり説明のほうを入れているつもりでございますが、そちらの点も十分留意して、今後、被保険者の皆様にはご案内なり周知をしてみたいと考えております。

○西岡委員長 はい。確認なんですけれども、もちろん、普及したものの、区内の医療機関のシステムですとかカードリーダーの設置状況というのは、補助金とかも含めて今どういう状況なんですか。

○大塚保険年金課長 すみません。今そちらの件についての詳細なデータは持っていないので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。

○西岡委員長 はい。じゃあ、また分かり次第報告してください。お願いします。

○大塚保険年金課長 はい。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について、質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わります。

次に、日程２、その他に入ります。委員のほうから何かございますか。

○はまもり委員 8月24日に教育委員会の関係で報道が出ていました。小中学校の越境のあっせんがあったのではないかということで、非常に詳細に出ていたんですけども、この事実確認の状況について教えていただけますか。

○清水学務課長 報道のあった越境入学、区域外就学あっせんに係る内容ですけれども、その報道の中では、基準を満たさない虚偽の書類などで審査を通す不正が行われていたで

あたり、虚偽の書類を作成して職員に働きかけて審査を通していたというような報道がございましたが、区のほうで報道を受けまして、過去にあった区域外就学、そちらのほうの申請の書類等を確認しましたところ、きちんと適正な処理を行っておりましたので、区のほうで不正があったというところの認識はしてございません。

○はまもり委員 これ、ちょっと今回のタイミングが非常に、何でこのタイミングなのかなというところがあって、前回の官製談合事件の関係のときに、警視庁からこういった何か捜査みたいなものも入っていたんでしょうか。

○西岡委員長 1回休憩させていただいていいですか。

午後0時10分休憩

午後0時21分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。学務課長。

○清水学務課長 警察からの捜査につきましては、元区議の不正として捜査対象になっていたということは認識しておりますが、警視庁の捜査内容につきましては区に伝えられていないため、いろいろな書類等を捜査してはりましたが、どの内容であったかというところは承知してございません。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 分かりました。

あと事実確認として、区域外就学の状況ですね。新聞のほうでは2012年からの申請と、あと受入れ数の表が載っていたんですけども、今、小学校、中学校で、この受入れ数とか受入れ申請の状況というものがあれば教えてください。

○清水学務課長 現在の受入れにつきまして、区域外就学につきましては、昨年度、要綱を定めまして、要件というのを定めております。もともと区域外就学は就労を理由とした区域外就学が非常に、8割、9割、そういった状況でございます。現在は就労を理由とした要件で認めているのは小学校、中学校を含めまして昌平小学校のみとしております。そうしたところから、ほとんど、今年度につきましては実績が大変少なくなっております。

○西岡委員長 はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ご意見が出ましたけれども、再発防止委員会の正副、あとこちらの正副でも協議の上、議長のほうへ報告をしたいと思っておりますので、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、ほかに委員の方から何か。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 7月1日の本委員会でご報告いたしました神田さくら館7階における子育てひろばの実施につきまして、開設日を9月26日木曜日といたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりましたが、この件に関しまして質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。よろしいですね。

ほかにごございますか。

○川崎子ども施設課長 7月16日の火曜日に昌平童夢館で発生した停電につきまして、口頭でご報告させていただきます。

当日は朝の時点で既に建物内が停電しておりました。このため、施設の職員から連絡を受けた電気主任技術者が8時前には現地に到着し、停電箇所の調査を始めました。そして建物内の受変電設備の点検を順次進めていき、異常がないことを確認した上で電力を回復させました。その結果、10時半までには停電は解消いたしました。しかしながら、停電の最中に児童らの登校時間となってしまったため、小学校のほうで休校の判断を頂きました。可能なご家庭には児童の引取りをお願いいたしましたが、引取りを受けずに学校内に残った児童に対しては、災害備蓄食料品を活用し、昼食を取っていただきました。また、館内の保育園につきましては、園児、保育士と共に神田保育園に移動し、保護者のお迎えをさせていただくこととなりました。

以上、10時半には停電が解消したところではありますが、丸一日にわたって教育・保育活動に大きな支障を与えてしまいました。

最後に、停電箇所の改修についてです。当日は建物内の受変電設備に異常のないことを確認し、速やかに電気を復旧いたしましたが、敷地内に電気を引き込む際の安全装置が停電の原因である可能性が高いため、予防保全的に早期の更新を行ってまいります。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問はありますか。

○牛尾委員 安全措置が原因ではないかとおっしゃいましたけど、これは安全装置が要するに壊れたのか、もう古くなっていたのか。その辺はいかがなんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 現在この特定の機器につきまして、施設経営課のほうで具体的に確認を行っているところでございますが、安全装置、簡単に言いますとブレーカーみたいなものでございまして、そのブレーカーが今回下りたという形で、建物内が停電になりました。ただ、ブレーカーが下りるような異常な状態が現地でないことが確認できましたので、そこを戻しております。そして、そういう形で過敏に反応してしまうということは、機器の経年劣化だろうということと、今、施設経営課のほうで取替えの工事を今進めようとしているところでございます。

○牛尾委員 ということは、ほかの施設でも同じようなことが起こり得るという認識でよろしいですかね。

○川崎子ども施設課長 昌平童夢館が、今、築28年目の施設でございまして、今ご指摘のとおり、同様に経年している建物がございますので、こちらも機器を設置した当時の状況等を踏まえて、工事の担当部署と、必要な更新があるところは予防線的にやっていく必要があるだろうと、そういうところは共有してございます。

○西岡委員長 はい。ほかにごございますか。この件に関して、委員のほうからはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、ほかに執行機関のほうからございますか。

○清水学務課長 千代田区立小学校陸上記録会について、口頭によりご報告いたします。

9月11日水曜日9時50分から、陸上記録会を新国立競技場にて開催いたします。8月28日に開催のご案内を区議会議員の皆様へ配付させていただいておりますので、実施内容等についてはご確認いただければと存じます。

この陸上記録会は授業の一環として実施いたしますが、保護者は観覧していただけることとしておりまして、子どもたちの安全確保のため、観覧される保護者にはリボンを配付しておりますが、区議会議員の皆様には入場証をご案内に同封させていただいております。

入場口は学校の入場口と保護者の入場口がございまして、区議会議員の皆様には保護者の入場口のほうをご案内しております。当日は入場証を携帯してご入場いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。はい。

ごめんなさい。1点確認ですけど、これ、来年も同じ場所で、国立でできるんですか。

○清水学務課長 実は来年は世界陸上が国立競技場のほうで実施されまして、現地に確認しましたところ、もう4月から年明けまで、ずっと使えない状態という説明がございました。来年度につきましては、世界陸上を見学するですとか、あと前回、外濠のほうで記録会を実施しておりましたので、そちらで実施するですとか、ちょっとそここのところは学校と協議をしたいと思っております。

○西岡委員長 見学は見学でするにしても、この小学校の陸上記録会というのは毎年実施しているというところで、場所は国立ではなくて、今度は外濠になる可能性があるという認識で合っていますよね。はい、分かりました。

ほかにありますか。

○池田委員 今のご説明だと、来年は使えない。世界陸上は当然分かっているんですけども、4月から使えないんですけど、年度内で使う可能性がある日というのは、もう全然ないんですかね。その学年というのが、来年の6年生は今年5年生だった子で、今年の6年生は全員国立に入れるということで、すごくそここのところは差が出てしまうのかなという。もし再来年また使えるのであれば、今4年生の子は当然6年生で使えるというところで、記憶に残るんですけども、来年そここの救済措置というのを、せっかくこれ、ようやく実現できたところで、ぜひ何か考えていただきたいんですけども、その辺はどこまで検討されているんでしょう。

○清水学務課長 その会場を借りられるのが冬の時期、1月から2月ぐらい、2月、3月といった再来年というところで、ちょっとなかなか時期的に難しいかなというところ。来年度の実施については、まだちょっと検討はこれからというところで、どんな形で実施するのか。それとも現地、新国立競技場の雰囲気を感じるといいますか、そういったことで世界陸上を見学するですとか、そういったところも検討していきたいと考えております。

○大森教育担当部長 ちょっと補足させていただきます。恐らく年明け1月、2月なら使えるかもしれないんです。そうすると、6年生なんで、受験者がいっぱいいるわけなんで

す。その子たちはもう受験のほう gau エートが重くなっちゃうんで、なかなか開催が難しいんじゃないかと学校は判断しています。ですので、それはそのとおりだと思うんで、そうはいつでも何か経験をさせたい、体験をさせてあげたいという意味では、新国立で世界陸上を見学するというのも、一つの候補としてこれから検討していきたいというところですよ。

○池田委員 ぜひ要検討していただきたいと思います。これ、9月11日、来週ですよ。やっぱりまだこれだけの温暖というか気温の高さということで、9月だからちょうどいいだろうというのではなく、3月、2月だから寒いだろうとか、時期的なという、基本なのか分からないんですけど、その判断ではなくて、やっぱりそこは年に1回というか、6年生だけというかなり限定された今回のことです。例えば次年度以降は5、6年生、今までは5、6年生が対象でやっていた時期もあったと思います。中学生がやっていたときももちろんですけども。少しその辺の、いろいろ学校の体育の授業の一環ということで理解はしていますけれども、ぜひ、隣の場所、区ですから、他の自治体が皆さんこぞって来ているようなところもありますから、小学校、中学校含めて、ぜひ千代田区の子どもたちにはそういう体験をさせてほしいという、もう熱望しておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○清水学務課長 時期につきましては、9月に限らず、年間通してできるタイミングを考えて、世界陸上の開催以外でとなりますと、やはりその冬の時期にはなってしまうんですけども、そこでの開催はなかなか難しいかと思っておりますけれども、同じように新国立での経験、あとほかの4年生、5年生の実施というところも、ほかの行事との兼ね合いですとか、学校と協議をしながらその辺も考えてまいりたいと思います。

○西岡委員長 前向きにいろいろと検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、ほかに執行機関のほうから何かございますか。

○大松生活支援課長 私から、すみません、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金事業の支給決定通知書の誤表示と予備費の充用について、口頭でご報告させていただきます。

今年度、令和6年度の低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金につきましては、既に申請受付を開始しているところでございますが、申請を受けた後、区からお送りする給付金支給決定通知書の支給額の表示が一部間違ってお送りしたものがございました。正しくは10万円のところを100万円としたものでございます。判明したその日のうちに該当者を全員把握しまして、全員に改めて正しい表示の支給決定書をお送りしております。

なお、この事業に関連いたしまして、事業を開始してから対象者のデータを抽出いたしましたところ、予想を上回る対象者でございましたため、不足する財源として予備費を充用させていただきます。

簡単ではございますが、以上、ご報告いたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。よろし

いですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

職員の方も作業等いろいろ大変かと思えますけれども、二度とこのようなことがないようにご注意ください。よろしく願いいたします。

ほかにはございますか。以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時35分閉会